

証券コード 7416
(発送日) 2024年6月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日

株 主 各 位

岡山市北区表町一丁目2番3号
株式会社はるやまホールディングス
取締役社長 中村 宏明

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

http://www.haruyama.co.jp/ir/ir_agm.php



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7416/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「はるやまホールディングス」又は「コード」に「7416」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませ。

また、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2024年6月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区表町一丁目2番3号
当社本社 4階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

- ◎ 駐車場のご用意がございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎ 当日のお土産については、とりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第50期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまにお送りする書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「主要な事業所及び店舗」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から上記事項を除いた書面をお送りしております。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会の決議結果につきましては、書面による決議ご通知の郵送に代えて、株主総会終了後、前頁の【当社ウェブサイト】に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合の取り扱い
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等と書面（郵送）による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネット等による議決権行使のご案内について
以下の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照ください。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は書面（郵送）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（但し、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します）。
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年6月26日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、上記(1)による方法にて議決権行使を行
ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主
さまのご負担となります。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してのご不明な点につきましては、以下あてにお問
い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

《機関投資家のみなさまへ》

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた
場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、人の流れの回復とともに経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移いたしましたものの、為替変動や欧米を中心とする金融引き締めによる景気への影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続いております。

衣料品小売業界におきましては、物価上昇による節約志向に加え、冬物商戦では暖冬の影響を受けるなど、依然として厳しい経営環境のまま推移いたしました。コロナ禍を経て消費者のニーズは、テレワークの浸透やビジネスウェアのカジュアル化により多様化しております。

このような環境のもと、当社グループのビジネスウェア部門では、新たに「科学で、着るを変えていく。」をコンセプトとして、テクノロジーブランディングを始動いたしました。機能性や着心地の良さなど、付加価値のアピールに取り組むとともに、割引プランや販売価格の見直しを行った結果、お買い上げ単価は堅調に推移いたしました。また、引き続き「健康」をキーワードとして、鍛えないジム「HALストレッチ西長瀬店」を岡山県内にオープンするなど、ビジネスウェア部門だけではなく、お客様のライフスタイルに寄り添うサービスの提供を新たに進めてまいりました。

店舗数に関しましては、グループ全体で6店舗新規出店した一方で、10店舗閉店（うち3店舗移転）した結果、当連結会計年度末の総店舗数は374店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高359億1千5百万円（前期比2.6%減）となりました。売上総利益は前期に比べ減少したものの、販売費及び一般管理費の削減により、営業利益9億2千7百万円（前期比25.3%増）、経常利益12億5千6百万円（前期比12.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億5百万円（前期比64.2%増）の2期連続増益となりました。

衣料品販売事業の売上状況は次のとおりであります。

商 品 別	金 額	構 成 比
重 衣 料 (ス ー ツ ・ 礼 服) (コ ー ト)	15,825,588 千円	44.1 %
中 衣 料 (ジ ャ ケ ッ ト) (ス ラ ッ ク ス)	3,252,746	9.0
軽 衣 料 (ワ イ シ ャ ツ ・ ネ ク タイ) (カ ジ ュ アル ・ 小 物 ・ そ の 他)	15,969,599	44.5
補 修 加 工 賃 収 入	867,902	2.4
合 計	35,915,837	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の主なものは新規出店及び改装並びにシステム刷新に係るものであり、店舗出店に係る差入保証金等を含め、総額7億7千1百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に金融機関より長期借入金16億円を調達いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第47期 2021年3月期	第48期 2022年3月期	第49期 2023年3月期	第50期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売 上 高 (千円)	38,220,683	36,685,290	36,892,858	35,915,837
経 常 利 益 (千円)	△3,017,446	△2,312,337	1,117,927	1,256,738
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	△4,880,009	△7,896,166	247,057	405,616
1株当たり当期純利益 (円)	△298.92	△482.95	15.10	24.80
総 資 産 (千円)	57,934,485	51,132,333	48,598,380	47,290,899
純 資 産 (千円)	31,626,852	23,487,682	23,752,152	23,944,223
1株当たり純資産額 (円)	1,935.61	1,435.95	1,452.12	1,463.87

(3) 対処すべき課題

次期の業績見通しといたしましては、原材料及びエネルギー価格の上昇に加え、労働力不足や人件費の上昇傾向による影響もあり、依然として不透明な状況が予想されるものの、景気は緩やかな回復が続くものと思われ
ます。

衣料品小売業界では、ビジネスシーンにおける服装のカジュアル化と少
子高齢化により、アパレル市場の緩やかな縮小が継続する一方、ワークラ
イフスタイルの変化で、ビジネスカジュアル領域や、より機能的でおしゃ
れな要素を持つワークウェアの需要が見直されると考えております。

こうしたなか当社グループでは、経営ビジョンである「地域に必要とさ
れる店に」なるために、商品とサービスの品質向上や店舗の看板や外観な
どへの設備投資、システムの刷新、実店舗とECサイトとの融合に向けた
積極投資を通じて、経営基盤の整備と強化に努めてまいります。

また、引き続きグループ全体のコンプライアンス体制の整備とリスク管
理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に注力してまいり
ます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよ
うお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、衣料品及びその関連洋品の販売を主な内容として事業
活動を展開しております。

当社グループに係る位置づけは次のとおりであります。

① 当社

グループ戦略立案及び各事業会社の統括管理及び不動産賃貸借

② 子会社

会 社 名	主 要 な 事 業 内 容
はるやま商事株式会社	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社モリワン	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）
株式会社ミック	広告代理業
株式会社マンチェス	衣料品販売事業（衣料品及びその関連洋品の販売）

(5) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
衣 料 品 販 売 事 業	1,068 (648)	△100 (△41)
全 社 (共 通)	51 (2)	△4 (－)
合 計	1,119 (650)	△104 (△41)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は当連結会計年度の平均人員(1人当たり1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
3. 上記従業員のほかに、嘱託社員88名を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
15	2	44.8	9.6

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。
2. 上記従業員のほかに、嘱託社員5名を雇用しております。

(6) 親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
はるやま商事株式会社	100百万円	100.0%	衣料品販売事業
株式会社モリワン	50	100.0	衣料品販売事業
株式会社ミック	30	100.0	広告代理業
株式会社マンチェス	10	100.0	衣料品販売事業

(7) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 四 国 銀 行	4,828,464千円
株 式 会 社 中 国 銀 行	2,351,605
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	812,436
株 式 会 社 ト マ ト 銀 行	786,644
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	772,534
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	360,000

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 55,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,485,078株 (うち自己株式 128,324株)
- ③ 株主数 41,009名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 は る か	1,810,000 株	11.06 %
治 山 正 史	1,526,446	9.33
治 山 邦 雄	1,408,722	8.61
有 限 会 社 岩 渕 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,324,500	8.09
治 山 公 子	720,082	4.40
株 式 会 社 四 国 銀 行	661,340	4.04
は る や ま 社 員 持 株 会	405,217	2.47
治 山 美 智 子	381,392	2.33
岩 渕 典 子	349,900	2.13
治 山 高 広	331,000	2.02

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	治山正史	経営全般 株式会社ミック はるやま商事株式会社 株式会社モリワシ 代表取締役社長 代表取締役会長 代表取締役社長
代表取締役社長	中村宏明	経営全般 はるやま商事株式会社 代表取締役 社長執行役員
取締役	清水夏子	弁護士 株式会社RS Technologies 社外取締役 (監査等委員)
取締役	井上重光	
取締役	中川雅文	公認会計士 株式会社サマルクホールディングス 社外取締役
常勤監査役	澤味聡嗣	
監査役	光岡敬一	税理士 株式会社大本組 社外取締役
監査役	櫻田憲司	公認会計士

- (注) 1. 取締役清水夏子氏、井上重光氏及び中川雅文氏は、社外取締役であります。当社は各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役光岡敬一氏及び櫻田憲司氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役清水夏子氏、井上重光氏及び中川雅文氏並びに社外監査役光岡敬一氏及び櫻田憲司氏の重要な兼職については、上表の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。各氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
4. 監査役光岡敬一氏は税理士の資格を、監査役櫻田憲司氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 中川雅文氏は、2023年6月29日開催の第49回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
 - (2) 2023年6月29日開催の第49回定時株主総会において、中川雅文氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
 - (3) 2023年6月29日開催の第49回定時株主総会において、櫻田憲司氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定め、当社と各社外取締役及び各監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての子会社における取締役、監査役及び執行役員（以下「役員等」という。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。

被保険者である役員等が、その地位に基づく職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報 酬 等 の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)		
			固 定 報 酬	賞 与	ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (3)	99,863 (14,400)	82,770 (14,400)	17,092 (—)	— (—)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	16,800 (9,600)	16,800 (9,600)	— (—)	— (—)
合 計	9	116,663	99,570	17,092	—

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

イ. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

2005年6月29日開催の第31回定時株主総会の決議による取締役報酬限度額（使用人分は含まず）は年額300,000千円、監査役報酬限度額は年額30,000千円であり、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は3名であります。

上記の報酬とは別枠で、2011年6月29日開催の第37回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額30,000千円、監査役に対しては年額3,000千円（社外監査役は付与対象外）を、それぞれ報酬限度額として決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

i. 当該方針の決定の方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主及びその他のステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理的な報酬体系とすることとして、2021年1月26日開催の取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の決定を決議いたしました。

ii. 当該方針の内容の概要

業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等（賞与）及び非金銭報酬等（ストックオプション）により構成し、非業務執行取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を勘案して取締役の職責に報いる適正な水準とする。

業務執行取締役の固定報酬は、役位に応じた月額報酬とし、当該報酬基準に基づいて支給総額を算定し、取締役会の一任決議に従い代表取締役が、業績、各業務執行取締役の貢献度を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

業務執行取締役の業績連動報酬等（賞与）は、事業年度の計画達成に向けた数値目標として公表した業績（経常利益）の達成度に応じ、支給基準に基づき算出された額を一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度の実績は、「1.(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況」（6頁）に記載のとおりであります。

業務執行取締役の非金銭報酬等（ストックオプション）は、中長期のインセンティブとして取締役会決議により実施することとしておりますが、当事業年度中の実績はありません。

iii. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会において「取締役の報酬等に関する基本方針」の内容に則り、支給基準に基づき算定された報酬額を基本として示したうえ、「ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」に記載された代表取締役が、当該報酬額を逸脱しない範囲で、諸条件を総合的に勘案して決定したことから、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

ハ、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

委任を受け決定した者は、代表取締役社長中村宏明氏であり、委任された権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各業務執行取締役の担当事業等の業績を踏まえた賞与の評価配分とし、委任を受けた者は、内規に定める支給基準並びに非金銭報酬等の決定内容に従うこととしております。

代表取締役社長中村宏明氏に委任した理由については、当社グループを取り巻く経済環境や経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	清水夏子	当事業年度開催の取締役会22回のうち全回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、コンプライアンスの観点からの有益な助言・提言を行っております。
社外取締役	井上重光	当事業年度開催の取締役会22回のうち21回に出席し、主に事業再生や経営サポートの分野における豊富な経験を活かして、意思決定の妥当性、適正性の確保のための有益な助言・提言を行っております。
社外取締役	中川雅文	2023年6月29日に監査役を退任するまでに開催された取締役会6回のうち5回、監査役会4回のうち全回に出席いたしました。また、同日の取締役就任以降に開催された取締役会16回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識と他社の社外取締役としての経験を活かして、中立的な立場から有益な助言・提言を行っております。
社外監査役	光岡敬一	当事業年度開催の取締役会22回のうち全回、監査役会14回のうち全回に出席し、主に税理士としての専門の見地に加え、経営の健全性やコンプライアンス確保のための客観的で広範な視野から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。
社外監査役	櫻田憲司	2023年6月29日の就任以降に開催された取締役会16回のうち全回、監査役会10回のうち全回に出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・経験を活かして、中立的な立場から意見を述べるなど、助言・提言を行っております。

(注) 社外取締役清水夏子氏は任意の指名委員会の委員長として、また、社外取締役井上重光氏及び中川雅文氏並びに社外監査役光岡敬一氏及び櫻田憲司氏は同委員会の委員として、それぞれ経営幹部の選解任に携わっております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開のために必要な内部留保の充実を確保しつつ、安定的な配当の維持、継続を基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたつて経営資源を投入することにより、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき金15円50銭とさせていただきます。

なお、剰余金の配当が効力を生ずる日につきましては、2024年6月28日とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,684,843	流動負債	13,382,638
現金及び預金	13,826,600	支払手形及び買掛金	4,771,042
受取手形及び売掛金	289,830	短期借入金	600,000
商 品	8,896,412	1年内返済予定 長期借入金	3,356,765
貯 蔵 品	41,963	リ ー ス 債 務	3,713
未 収 入 金	3,057,262	未 払 金	1,740,634
そ の 他	576,502	未 払 法 人 税 等	168,651
貸 倒 引 当 金	△3,729	ポ イ ン ト 引 当 金	26,946
固定資産	20,606,056	契 約 負 債	375,427
有形固定資産	12,534,551	賞 与 引 当 金	53,324
建物及び構築物	1,820,595	資 産 除 去 債 務	14,288
車 両 運 搬 具	0	そ の 他	2,271,844
工具、器具及び備品	131,013	固定負債	9,964,037
土 地	10,572,257	長 期 借 入 金	6,265,032
リ ー ス 資 産	4,513	リ ー ス 債 務	6,143
建 設 仮 勘 定	6,171	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,588,000
無形固定資産	1,016,910	資 産 除 去 債 務	1,590,701
そ の 他	1,016,910	長 期 預 り 保 証 金	499,819
投資その他の資産	7,054,594	そ の 他	14,339
投資有価証券	542,918	負債合計	23,346,675
長期貸付金	448,884	(純資産の部)	
繰延税金資産	670,843	株 主 資 本	23,891,646
差入保証金	5,320,203	資 本 金	3,991,368
そ の 他	101,310	資 本 剰 余 金	3,862,125
貸 倒 引 当 金	△29,566	利 益 剰 余 金	16,177,058
資産合計	47,290,899	自 己 株 式	△138,905
		その他の包括利益累計額	52,577
		その他有価証券評価差額金	52,443
		繰延ヘッジ損益	134
		純資産合計	23,944,223
		負債・純資産合計	47,290,899

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		35,915,837
売 上 原 価		14,425,768
売 上 総 利 益		21,490,068
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,562,960
営 業 利 益		927,107
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,259	
受 取 配 当 金	7,955	
受 取 地 代 家 賃	527,868	
そ の 他	65,969	607,052
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,201	
賃 貸 費 用	224,792	
そ の 他	16,428	277,422
経 常 利 益		1,256,738
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	34,067	
固 定 資 産 除 売 却 損	508,866	
減 損 損 失	129,393	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,151	
そ の 他	35,000	709,478
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		547,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	226,219	
法 人 税 等 調 整 額	△84,576	141,643
当 期 純 利 益		405,616
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		405,616

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,924,954	流動負債	4,552,383
現金及び預金	4,629,269	1年内返済予定長期借入金	3,295,672
貯蔵品	17,905	未払金	102,911
前払費用	82,609	未払消費税等	10,393
未収入金	134,744	未払費用	35,782
その他	60,426	未払法人税等	22,007
固定資産	32,346,614	預り金	4,267
有形固定資産	11,769,928	賞与引当金	695
建物	1,520,644	資産除去債務	14,288
構築物	193,107	設備関係支払手形	2,816
車両運搬具	0	その他	1,063,549
工具、器具及び備品	125,761	固定負債	8,663,060
土地	9,924,243	長期借入金	5,902,317
建設仮勘定	6,171	退職給付引当金	35,520
無形固定資産	1,011,497	資産除去債務	1,566,677
商標権	38,247	長期預り保証金	153,766
ソフトウェア	316,631	その他	1,004,778
ソフトウェア仮勘定	656,469	負債合計	13,215,443
施設利用権	150	(純資産の部)	
投資その他の資産	19,565,187	株主資本	24,003,682
投資有価証券	372,393	資本金	3,991,368
関係会社株式	1,620,489	資本剰余金	3,862,125
関係会社長期貸付金	24,515,000	資本準備金	3,862,125
長期前払費用	11,436	利益剰余金	16,289,094
繰延税金資産	180,457	利益準備金	560,000
差入保証金	46,708	その他利益剰余金	15,729,094
その他	14,530	配当平均積立金	1,166,000
貸倒引当金	△7,195,827	別途積立金	13,870,000
資産合計	37,271,569	繰越利益剰余金	693,094
		自己株式	△138,905
		評価・換算差額等	52,443
		その他有価証券評価差額金	52,443
		純資産合計	24,056,125
		負債・純資産合計	37,271,569

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
経営管理料	1,584,792	
不動産賃貸収入	547,060	
営業収益合計		2,131,852
営業費用	1,477,236	
営業費用合計		1,477,236
営業利益		654,615
営業外収益		
受取利息	92,378	
受取配当金	7,884	
受取手数料	1,449	
受取地代家賃	80,568	
貸倒引当金戻入額	400,652	
その他	28,841	
営業外費用		611,775
支払利息	32,148	
貸倒引当金繰入額	1,114	
賃貸費用	48,047	
その他	141	
経常利益		1,184,938
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
投資有価証券評価損	34,067	
関係会社株式評価損	139,499	
固定資産除売却損	476,776	
減損損失	122,595	772,938
税引前当期純利益		412,000
法人税、住民税及び事業税	1,250	
法人税等調整額	42,215	43,465
当期純利益		368,535

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 透
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はるやまホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社はるやまホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 透
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森本 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はるやまホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社はるやまホールディングス 監査役会

常勤監査役 澤 味 聡 嗣 ㊟

監 査 役（社外監査役） 光 岡 敬 一 ㊟

監 査 役（社外監査役） 櫻 田 憲 司 ㊟

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役 5 名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 5 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	はる やま まさ し 治 山 正 史 (1964年12月22日生)	1994年6月 当社入社 経営企画室 1994年11月 当社社長室室長 1995年6月 当社取締役社長室室長 1995年7月 当社常務取締役 2003年6月 当社代表取締役社長 2011年7月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ミック 代表取締役社長 はるやま商事株式会社 代表取締役会長 株式会社モリワン 代表取締役社長	1,526,446株
2	なか むら ひろ あき 中 村 宏 明 (1963年9月13日生)	1987年4月 株式会社アオキインターナショナル (現 株式会社AOKIホールディングス)入社 2011年6月 同社常務取締役グループ業務改革担当 2011年8月 同社取締役 2014年1月 同社常務取締役 2018年6月 同社取締役副社長（2018年9月辞任） 2021年4月 はるやま商事株式会社 代表取締役社長執行役員（現任） 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] はるやま商事株式会社 代表取締役社長執行役員	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
3	※ みや ぎき こう じ 宮 崎 弘 司 (1970年9月22日生)	2002年6月 当社入社 2017年1月 はるやま商事株式会社転籍 2021年4月 株式会社マンチェス 代表取締役社長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社マンチェス 代表取締役社長	1,684株
4	なか がわ まさ ふみ 中 川 雅 文 (1974年2月22日生)	1996年4月 中央監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 2007年7月 京都監査法人 (現 PwC Japan有限責任 監査法人) 入所 2009年6月 同法人パートナー (2011年6月退職) 2011年7月 中川公認会計士事務所 代表 (現任) 2011年9月 税理士登録 2015年6月 当社監査役 2023年6月 当社取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役	一株
5	※ まる や ゆう た ろう 丸 屋 祐 太 朗 (1987年9月1日生)	2014年12月 弁護士登録 2015年1月 小林裕彦法律事務所入所 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 治山正史氏及び中村宏明氏の当社における担当は、事業報告の「2.(3)①取締役及び監査役の状況」(11頁)に記載のとおりであります。
4. 中川雅文氏及び丸屋祐太郎氏は、社外取締役候補者であります。
5. 中川雅文氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に直接関与したことはありませんが、主に公認会計士としての豊富な専門知識と他社の社外取締役としての経験を活かし、経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性の確保のための有益な助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き、任意の指名委員会の委員を委嘱する予定であります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年、社外監査役としての在任期間8年と合わせて9年となります。
6. 丸屋祐太郎氏は、企業経営に直接関与したことはありませんが、主に弁護士としての専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言が期待され、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合には、任意の指名委員会の委員を委嘱する予

定であります。

7. 当社は、中川雅文氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、丸屋祐太郎氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)②責任限定契約に関する事項」(12頁)に記載のとおりであります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となり、当該保険契約について任期途中に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」(12頁)に記載のとおりであります。
9. 当社は、中川雅文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、丸屋祐太郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、両氏と当社グループの間には取引関係はありません。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、清友 貢氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
きよ とも みつぐ 清 友 貢 (1959年1月1日生)	2017年7月 広島国税局課税第二部次長 2018年7月 岡山東税務署長 2019年8月 税理士登録 開業 (現任)	一株

- (注) 1. 清友 貢氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 清友 貢氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 清友 貢氏は、企業経営に直接関与したことはありませんが、主に税理士としての経験・知見を活かし、専門的見地かつ客観的で広範な視野からの助言・提言をしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 清友 貢氏が監査役に就任することになった場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任の限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)②責任限定契約に関する事項」(12頁)に記載のとおりであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、清友 貢氏が監査役に就任することになった場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「2.(3)③役員等賠償責任保険契約に関する事項」(12頁)に記載のとおりであります。
6. 清友 貢氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任することになった場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏と当社グループとの間には取引関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 岡山市北区表町一丁目2番3号
当社本社4階会議室

交通 J R岡山駅より徒歩約15分
天満屋バスステーションより徒歩約10分

(ご注意)

- ◎駐車場のご用意がございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日のお土産については、とりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

